

令和6年3月27日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を変更したので、同条第9項の規定に基づき公示する。

富山県知事 新田 八朗

登録検査機関の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	変更の内容
株式会社TAGOSAKU	安達 久真	下新川郡朝日町桜町208 番地26	検査員1名の氏名の変更

なお、登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類等は、富山県農林水産部農業経営課において一般の縦覧に供する。